

## 伊藤孝行さんに対する「暴力行為」を口実にした不当懲戒処分攻撃粉碎！

### 組織の総力を上げ断固闘う緊急抗議声明

本日、会社は、専任社員でセントラルメンテナンス株式会社(CMC)に出向中の伊藤孝行さん(神領分会美濃太田班)に対し、不当にも30日の出勤停止処分を発令した。そもそも、「暴力行為」といえるような事実など存在しない。CMC神領事業所内で業務中に発生した社員間の些細なトラブルを「暴力行為」にデッチ上げ、不当にも懲戒処分を発令したのだ。我々は、会社のこのような理不尽な行為を断じて許すことはできない。直ちに不当な出勤停止処分を撤回せよ！

9月16日に発生したトラブルで、伊藤さんは17日から日勤に降ろされ、事情聴取を受けていた。しかし、CMCは伊藤さんの言い分を一切聞こうとせず、トラブル相手の言い分のみを聞き、事情聴取の為の日勤を続けたのである。伊藤さんが報告した事実経過を冷静に見れば、処分されるような行為でなかったことは誰の目から見ても明らかである。事實は、伊藤さんは相手のセクハラまがいの行為に対し腕を振り払っただけであり、処分されるほどの「暴力行為」など一切働いていない。

しかし、9月29日に突然、CMCは会社と相談の上、伊藤さんに9月30日から就業制限することを通知した。そして翌日には早くも、伊藤さんを「10月1日、東海鉄事の1階応接室にくること」と呼び出し、不当にも30日の出勤停止処分を通知したのである。トラブル発生の9月16日から僅か15日間、就業制限から2日後の暴挙である。社員間のトラブルで処分されたのではたまったものではない。会社のこのような対応は、間違いなく伊藤さんを狙い撃ちにしたデッチ上げ攻撃であり、JR東海労組合員を狙った組織破壊攻撃である。我々は、この攻撃を跳ね返すために、断固闘うことを明らかにする。

伊藤さんは、2002年に組織拡大を実現したことに対する報復として、不当にも現在の職場であるCMC神領事業所に出向となった。私たちは、この理不尽な扱いに対し、伊藤さんと共に裁判闘争を闘った。しかし、日本の司法は労働者の怒りを斥け、不当配転を正当化する判決を言い渡したのである。以後9年間、職場で汚れ仕事を真面目に取り組んできた。この伊藤さんに対する不当処分は、明らかにJR東海労組合員であるが故の処分であり、我々JR東海労にかけられた攻撃なのである。

我々は、不当な出勤停止処分に対し断固闘う。今まで培ってきた団結力で、不当処分・組織破壊攻撃を打ち砕く。全組合員の怒りを結集し、断固闘い抜こう。

2010年10月1日

JR東海労働組合中央本部  
名古屋地方本部